

清瀬市手話言語条例(案)に対して提出された意見等の概要及び意見に対する市の考え方

令和7年6月16日から令和7年7月16日までの間、清瀬市手話言語条例(案)に対する意見募集を行いました。結果として、当初 1 名の方から 1 件の意見として公表しましたが、受付不備があり、加えて 5 名から 5 件の意見を受けていたことが分かりました。そのため、総数としては6人の方から 6 件の意見が提出されました。

改めまして、この意見に対する市の考え方を取りまとめましたので、清瀬市パブリックコメント実施要綱第8条及び第9条の規定により次のとおり公表します。

1 パブリックコメントの概要について

- | | |
|-------------|--|
| (1) 意見の募集期間 | 令和7年6月16日から令和7年7月16日 |
| (2) 資料の閲覧場所 | 市ホームページ、各地域市民センター、駅前図書館、生涯学習センター、男女共同参画センター、児童センター、コミュニティプラザひまわり、清瀬けやきホール、市役所本庁舎行政資料コーナー、障害福祉課 |
| (3) 提出方法 | 障害福祉課窓口、郵送、ファックス、電子メール（LogO フォーム） |
| (4) 意見応募者数 | 6 人 |
| (5) 意見件数 | 6 件 |
| (6) その他 | 提出いただいた意見は、原文のまま記載しています。 |

2 意見等の概要及び意見に対する市の考え方

No.	意見	意見に対する市の考え方
1	前文に手話は人間相互の意思や感情の伝えあい知識を得ることや文化を創造するうえで不可欠であり、手話で学び・手話を学び・手話を使い・手話を守ることのできる環境をつくる。(市の責務)に手話を必要とする人が情報を速やかに取得することができるよう手話を用いた情報発信をおこなう。市は手話の普及、学習の機会の為の財政上措置を講ずるよう努める。聾者が利用しやすいサービス、働きやすい環境を提供及び普及の為の啓発活動を図る。(施策の推進)に障害者基本法第11条第3項の規定により策定する障害者のための施策に関する基本的な計画であること。以上の内容を含む条例にしていきたいと思います。特に財政上の処置は必ず入れていきたいと思います。	ご意見を踏まえた上で、全ての内容を入れることは困難ですが、それぞれの箇所において、同義の内容として捉えさせていただきます。前文においては、手話で学び、手話に触れ、手話を活用できる環境づくりを推進することであり、市の責務につきましては、手話の普及、学習機会の提供、手話通訳体制の整備等が挙げられます。また、施策の推進においても、啓発活動や情報発信、学ぶ機会の確保や手話環境の整備を含んでおります。本条例では、施策を推進するにあたり、予算も含めた必要な財政措置の検討も伴うものと考えております。
2	日本手話と日本語対応手話の違いが分からないまま作ってしまうのは、どうかと思います。一緒に学びながら、より良いものにしませんか？全ろうあ連盟や都連盟と同じ内容にするのではなく、清瀬市ならではの、立派な条例をつくりましょう。	本条例は、共生社会の実現を目指すものとして制定するものです。そのため、手話が一つの言語として尊重され、保障されるために、本条例では、手話を「日本手話」「日本語対応手話」と分けることは考えておりません。ろう者が使用する手話も、難聴者・中途失聴者が使用する手話であっても、それら全てを手話として、音声言語である日本語と同じように一つの言語であることと認識しております。全ての手話を尊重する趣旨の条例であるものをご理解いただければと思います。

3	主に第1条(目的)と第2条(定義)→手話言語の定義として日本手話の説明がなされていますが、難聴者、中途失聴者は対応手話を使っている方が多く、目的と定義での整合性がとれていないように思います。音声言語習得後の聴覚障害者が使う手話との違いが理解されないまま条例案をつくったのでしょう。東京都の手話言語条例や、先日可決成立した手話言語法で既に難聴者や中途失聴者は網羅されています。清瀬市はそれを補完するように、ろう者のアイデンティティーである日本手話を尊重する条例を作るべきです。附則の施行日程→ろう者への聞き取り調査や、聴覚障害への理解がなされないまま、令和7年10月1日に施行することが決まっているのには驚きです。渋谷市長が手話言語市区長会名簿の名前を胸を張って見られるような清瀬市独自の立派な条例が作られるよう願っています。	本条例は、共生社会の実現を目指すものとして制定するものです。手話が一つの言語として尊重され、保障されるために、ろう者、難聴者・中途失聴者が使用する手話において、それら全てを手話として、音声言語である日本語と同じように一つの言語であることと認識しております。また、条例(案)の検討にあたりましては、当事者の方々をはじめ、関係団体の方々にもご意見を伺いながら進めてまいりました。限られた時間ではございましたが、多くの貴重なご意見をいただいたものと考えております。全ての手話を尊重する趣旨の条例であるものとしてご理解いただければと思います。
4	「附則この条例は、令和7年10月1日から施行する」この施行日ありきの姿勢に非常に疑問があります。パブリックコメントを求めて3ヶ月後の施行が前提というのであれば、少なくともこの条例案を作成する段階、もしくは案を作成した後において権利を尊重すべき対象者に対し、意見を聞く機会を広く設けていなくてはならないと思います。しかもその対象者となる方々の人数を清瀬市は把握しているはずですし、清瀬市の7万5千人強の人口に対して意見聴取に困難を極めるレベルではないとも考えます。この条例の目的を達成するためには、その内容と実態が伴ったものでなければその実効性は薄く、制定した事実だけが残り、陳腐化する形だけのものになると考えます。現時点の条例案に対する清瀬市の姿勢は、手話に対する向きあう姿勢が疑われかねない状況であると一市民として恥ずかしささえ覚えます。先日国会では手話に関する法令が成立しました。条例はその行政区が独自に制定して良いという認識に相違がないとするならば、敢えて申し上げますが、デフリンピックが東京で開催されるからそれに間に合わせるために条例を制定するかのように見えて仕方がありません。この条例を制定する上で、一番重要なことは、この条例が制定されることで権利が尊重される当事者の意見を広く聞き入れられ、実のある、そして魂が入った、どの行政区よりも当事者に寄り添った条例にすべきと考えます。そのためにも現在設定されている施行日の制定にこだわることなく、まずこの条例によって権利が尊重される当事者の意見を聞き入れ、その事実とともに再度条例案を市民に公表し、パブリックコメントを求めることを希望いたします。	ご意見のとおり、条例の目的を実効性のあるものとするには、制定で終わりにするのではなく、その施行後の周知や施策の具体化に向けた取り組みを進める中で、引き続き検証していくことが重要であると認識しております。そのためにも、当事者の方々からのご意見を伺うことは重要であると考えております。条例(案)の検討にあたりましては、当事者の方々をはじめ、関係団体の方々にもご意見を伺いながら進めてまいりました。限られた時間ではございましたが、多くの貴重なご意見をいただきましたものと考えております。今後も、条例の趣旨を広く市民の皆様にご理解いただけるよう取り組むとともに、条例に基づく施策の展開においては、より多くの方々の声に耳を傾けながら、実効性の高い施策づくりに努めてまいります。この度の貴重なご意見は、条例制定に向けた参考とさせていただきます。

5	このたびの提案について、日本手話が私たちの地域社会において不可欠な言語として認識・推進されることを期待しておりました。私の理解では、日本手話(JSL)は、日本のろう者にとっての母語であり、すでに2011年に国際的にも尊重され、国内でもその言語としての地位が認められています(参考:https://wfdeaf.org/the-legal-recognition-of-national-sign-languages/)。しかしながら、本提案では「手話」という用語が曖昧に使用されており、特定の言語を指しておらず、非常に不明瞭です。そこでお願いします。「手話」という言葉を、具体的な言語名である「日本手話(JSL)」に書きかえていただきたいのです。現在の表現では、日本手話そのものに対する地位や保護が示されておらず、結果として地域のろう者にとって何の支援にもなりません。さらに、どの言語を対象としているのかを明確にしないままでは、耳の聞こえる人たち(聴者)によって作られた「対応手話(日本語対応手話)」と、日本のろう者の母語である「日本手話」とが混同される恐れがあります。対応手話は書き言葉の日本語に似せて作られたもので、聴者にとってはわかりやすいかもしれませんが、ろう者にとっては不自然で伝達効率も低く、自分たちの言語とはまったく異なるものです。日本手話は、ろう者が日常的に使い、文化を築いてきた美しい言語です。この言語こそが推進されるべきであり、対応手話との混同を広めるような内容はぜひ避けていただきたいと強く願います。両者はまったく別物です。どうかこの点をご理解のうえ、具体的に「日本手話」を明記する形で、提案内容の見直しをお願い申し上げます。	本条例は、共生社会の実現を目指すものとして制定するものです。そのため、手話が一つの言語として尊重され、保障されるために、本条例では、手話を「日本手話」「日本語対応手話」と分けることは考えておりません。ろう者が使用する手話も、難聴者・中途失聴者が使用する手話であっても、それら全てを手話として、音声言語である日本語と同じように一つの言語であることと認識しております。全ての手話を尊重する趣旨の条例であるものとご理解いただければと思います。
6	条例案を掲げる上での重要なことについて。手話を学び、ろう文化に触れ手話にはろう者が第一言語とし日本語とは異なる独自の文法を持つ「日本手話」と中途失聴者や難聴者などが使う日本語が基本となり、そこに手話単語を当てはめて作られる表現の「日本語対応手話」の存在を知った。なので先ずは、そういった細かい部分、お互いの手話の重要性を明記、説明した上で進めて欲しい。「手話」といっても一つではない。その上で、改めて、ろう者と中途失聴者、難聴者それぞれが理解され整備された環境が作られるのではないかと。まず知る事で両者が自分らしく安心できる生活を送る事ができ互いに支え合う共生社会が生まれると思う。なので「手話」言語条例とするならば、ろう者にとって、中途失聴者にとっての手話の存在を知ってもらい、私達は、それぞれに必要な手話で対応できれば、更により良いものになると思う。そして、対応できる環境作りを進めて欲しい。条例を定めるからには学べる場、環境を増やして欲しい。他の市に比べても、その場が少ない。	ご意見をいただきました「日本手話」と「日本語対応手話」につきまして、本条例では分けて考えてはならず、ろう者であっても、難聴者・中途失聴者であっても、使用するすべての手話を音声言語である日本語と同じように、一つの言語であると認識しております。本条例は、すべての手話を尊重する条例であるとともに、共生社会の実現に向けた環境づくりにも寄与するものであるために、施策の展開においては、実効性の高い施策づくりとなるよう努めてまいります。貴重なご意見につきましては、継続した施策づくりの参考とさせていただきます。